

薩摩川内市立川内北中学校

令和6年度いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条 第1項」

(2) いじめを防止するための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめはどの学校にも起こり得る」という問題認識のもと、「弱い者をいじめることは人として絶対に許されない行為である」という強い認識に立ち、いじめ問題に対して全職員の協力体制を確立して臨むことで、早期発見、早期解決に努める。全ての生徒がいじめを行わず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しておきながら放置することがないように、いじめが加害、被害のみならず、周囲を含めた多くの生徒の心身に及ぼす影響と、このいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、本方針を掲げ、いじめ防止のための対策を講じる。

(3) いじめ防止基本方針の目的

- ア いじめは人権侵害及び犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的、組織的に取り組む。
- イ 学校、学年、学級及び部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己存在感、自己肯定感の涵養に努める。
- ウ 生徒自らが安心して生活できる集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める生徒の育成を目指す。
- エ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努め、地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない地域の実現を目指す。

2 いじめ防止及び早期発見、早期対応のための取組

(1) いじめ防止の具体的な取組

- ア いじめアンケートの実施、集計
- イ 休み時間等の巡回指導
- ウ 教科授業、道徳教育、学級活動の充実
- エ 学年、学級 PTA や入学説明会等における保護者への啓発活動
- オ ネットトラブル防止のための生徒、保護者、教職員に向けた取組
- カ いじめ問題を考える週間・生徒会における「いじめ防止」活動
(総会におけるいじめ撲滅宣言・学級掲示・ピンクシャツデーなど)
- キ 教職員同士の協力体制、組織における取組
 - 全教職員で情報を共有し、問題解決に向け積極的に関わる姿勢を持つ。
 - 生徒指導に関わる保護者対応、関係諸機関との対応については、管理職、生徒指導主任へ必ず報告した上で問題の発見解決に努める。

(2) いじめ早期発見の具体的な取組(的確な実態把握)

- ア 複数の教員による日常の観察(服装, 容姿, 表情, 友人関係, 健康状態, 学習態度, 生活態度, 欠席状況など)
- イ 提出物や私有物の状況確認(ノートやフォーサイト, 作品などの忘れ物, 汚れ, 落書きや破損)
- ウ 生徒指導部会(火曜2限)での事例報告及び対応策検討
- エ 関係職員(SC, SSW, 心の教室相談員)と連携した相談活動
- オ 学年部会(水曜放), 職員朝会での情報提供と対応策の話し合い
- カ 適応指導教室(スマイルルーム)との連携 キ 定期的なアンケート調査(月1回)
- ク 教育相談(定期年1回, 随時)
- ケ 保護者, 地域住民からの情報提供 コ 小中連携及び中高連携において, 特徴や兆候の可能性を情報交換
- サ 職員研修でのいじめの事例研究(問題行動, 身体的特徴, 病弱, 友人関係, 家庭環境, 宗教事情, その他)及び対応の検討

(3) いじめに対する措置

- ア いじめ問題対策委員会における, 速やかな実態把握及び対応策の検討
 - (ア)情報の整理…実態, 被害生徒, 加害生徒, 関係生徒, 周囲の生徒など
 - (イ)課題分析, 対応検討…緊急性(自殺, 不登校, 暴行の危険性)の確認, 事情聴取や指導の際の留意点の共有
 - (ウ)役割分担…○問題解決のための当該生徒, 保護者への事実報告及び対応
 - 被害生徒, 加害生徒, 関係生徒, 周囲の生徒, その保護者への心のケア
 - 関係職員(SC, SSW, 心の教室相談員など)や関係諸機関(警察や医療機関など)との連携
- イ 必要に応じ, 緊急 PTA 運営委員会を開催し, 事実報告及び今後の対応に協力を求める。
- ウ 報道機関への対応は, 窓口を校長に一本化し, 公開できる情報を整理し, 誠意ある公平な対応を心がける。
- エ 報道機関来訪への対応は, すべて教頭が行い, 誠意ある公平な対応を心がける。

(4) いじめに対する研修

- ア 生徒理解研修や特別支援教育研修の充実
- イ いじめ防止及び対応に関する研修の計画実施
- ウ SC(スクールカウンセラー)や SSW(スクールソーシャルワーカー), 心の教室相談員との意見交換
- エ 研修講座など校外の研修会に積極的に参加し, その研修情報の内部提供に努める。

4 重大事態への対応

生命及び心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや, 相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は, 次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を, 薩摩川内市教育委員会へ速やかに報告する。必要に応じて, 専門機関や警察等, 関係諸機関への通報を行い, 支援を要請する。
- (2) 教育委員会と相談の上, 当該事案の対処組織を「いじめ防止対策委員会」の中核として設置する。
- (3) 上記組織を中心として, 事実関係を明確にするための調査を実施し, 当該事態への対処や同様の事態の再発防止を徹底して図る。
- (4) 上記調査結果については, 被害生徒及び保護者に対し, 明らかになった事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報提供に当たっては, 他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど, 関係者の個人情報にも十分配慮した上で適切に提供する。

5 その他

必要があると認められる際には, 学校基本方針を改定し, 改めて公表することとする。

6 いじめ・問題行動等発生時の連携図及び対応の詳細

いじめ・問題行動等の発生



